様式第５号（学校法人組織変更認可申請書）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　滋賀県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人名

 　　　　理事長

 学校法人組織変更認可申請書

　このたび、学校法人（私立学校法第152条第５項の法人）の組織を変更したいので、私立学校法第152条第７項の規定により申請します。

 記

　１　変更の理由

　２　変更の時期

　添付書類

　　１　寄附行為変更条項の新旧対照表

　　２　新寄附行為

　　３　理事会および評議員会決議録（原本証明必要）

　　４　申請年度の財産目録

　　５　申請年度の収支予算書および事業計画書

　　６　申請年度の次年度の収支予算書および事業計画書

　　７　学校等の設置に要する経費および初年度の経常的経費の財源の調達方法を記載し

　　　た書類

　　８　負債償還計画書

　　９　不動産その他重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

　　10　不動産その他の主なる財産について評価をする十分な資格を有する者が作成　した価格評価書

　　11　役員等の就任承諾書（様式第１号に準じる）

　　12　役員等の履歴書および誓約書（様式第１号に準じる）

　　13　組織変更後の学校法人等の設置する学校の学則（園則）

　　14　学校法人等の設置する学校等の関係図面

　　　(1)位置図　(2)見取図　(3)配置図　(4)建物平面図　(5)立面図　(6)その他

　　15　学校法人および学校等の組織表

16　その他知事が必要と認める書類

　**申請は、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課と事前相談のうえ、行うこと。**

* 私立学校法第152条第７項

　寄附行為の変更により、所轄庁の認可を受けた場合、学校法人が同条第５項の法人に、または同条第５項の法人が学校法人に組織変更できることを規定する。

　つまり、組織変更の認可により、私立学校（学校教育法でいう１条校）と私立各種学校とを設置している学校法人が、私立学校を廃止して私立各種学校のみを設置する場合には、その学校法人が準学校法人となることが考えられ、また準学校法人が新たに私立学校を設置する場合は、その準学校法人が学校法人となることが考えられる。この場合、法人の解散、新法人の設立を行うことを避けて「組織変更」の手段をとるのが適当である。

（私立専修学校等）

第152条　第５条、第６条及び第７条第１項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第４条第１項」とあるのは「第130条第１項」と、「又は」とあるのは「又は同法第133条第１項において準用する」と読み替えるものとする。

２　第５条、第６条及び第７条第１項の規定は、私立各種学校について準用する。この場

合において、同項中「第４条第１項」とあるのは「第134条第２項において準用する同

法第４条第１項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第134条第２項において準用

する」と読み替えるものとする。

３　学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。

４　前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第３章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

５　専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

６　第３章及び前章(第148条第４項を除く。)の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第３章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

**７　学校法人及び第５項の法人は、寄附行為をもって定めるところにより、同項の法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、所轄庁の認可を受けることにより、それぞれ同項の法人及び学校法人となることができる。**

８　第42条第２項(第１号に係る部分に限る。)、第108条第１項及び第２項並びに第150

条の規定(これらの規定を第６項において準用する場合を含む。)は、前項に規定する事項を寄附行為に定める場合について準用する。この場合において、同条中「寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。)、」とあるのは「第152条第７項に規定する事項を寄附行為に定めることの決定又は」と、「解散又は」とあるのは「解散若しくは」と読み替えるものとする。

９　第24条及び第26条の規定は、学校法人に対する第７項の認可について準用する。この場合において、第24条第１項中「第17条」とあるのは「第152条第６項において準用する第17条」と、第26条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「第152条第５項の法人となる」と読み替えるものとする。

10　第24条及び第26条の規定は、第５項の法人に対する第７項の認可について準用する。この場合において、第24条第１項及び第26条中「学校法人」とあるのは「第152条第５項の法人」と、同条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「学校法人となる」と読み替えるものとする。

11　学校法人が第７項の規定により第５項の法人となった場合において、当該法人が第６項において準用する第143条に規定する大臣所轄学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行った後、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第５項の法人が第７項の規定により学校法人となった場合において、当該学校法人が第143条に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。